【１８０日を超える入院に係る保険外併用療養費について】

入院期間（今回の入院以前３か月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関で入院していた期間を含む）が通算１８０日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、各種入院基本料等の１５％を１８０日超に係る保険外併用療養費（選定療養）として下記の料金を自己負担していただきます。

■１８０日超入院に係る保険外併用療養費　　（税込）

急性期一般入院料６ １０対１入院基本料	一般病棟入院基本料 特別入院基本料
２，２８５円／日	１，０５６円／日

※上記以外の入院基本料等を算定されている方は、除外対象となります。

なお、一部自己負担（選定療養）となる方には、事前にご連絡いたします。

上記の規定は、長期の社会的入院の是正を目的とするためのものであり、同一傷病での通算入院期間が１８０日未満の方は、対象になりません。又、通算入院期間が１８０日を超えても患者様の状態や条件により除外対象規定があるなどその算定条件がとても複雑になっています。ご不明な点がございましたら、総合サービス課入院係までお尋ねください。

【制限回数を超えるリハビリの保険外併用療養費について】

疾患別リハビリテーションの標準的算定日数（保険適用の期間）を超えた場合は、月１３単位を限度として保険適用になりますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費（選定療養）として下記の料金を自己負担していただきます。

■制限回数超リハビリの保険外併用療養費　　（税込）

脳血管疾患等 リハビリテーション料（Ⅰ）	廃用症候群 リハビリテーション料（Ⅰ）	運動器 リハビリテーション料（Ⅰ）
２，６９５円 （１単位　２０分につき）	１，９８０円 （１単位　２０分につき）	２，０３５円 （１単位　２０分につき）

※尚、地域包括ケア入院医療管理料に入院中の場合等により13単位を超えてリハビリを行える場合もあります。

ご不明な点がございましたら、総合サービス課入院係までお尋ねください。

医療法人　青山病院